



Q 1985年9月20日以前に非上場会社のBクラスの株を取得致しました。また主人の死亡後、遺産としてその会社のAクラスの株を全て取得致しました。1985年9月19日以後、その会社の株の構成にあたって変更はありません。その会社の資産は唯一、1980年に取得した商業用地だけです。

会社の資産はキャピタル・ゲイン・タックス導入前の資産として扱われるのでしょうか、それともキャピタル・ゲイン・タックス導入後の資産として扱われるのでしょうか。

A 税法149条10項及び15項の規定では、キャピタル・ゲイン・タックス導入前の資産の所有者はその資産から50%以上の恩恵を受ける者又は法人とされています。

税法149条30項1号には、キャピタル・ゲイン・タックス導入以前の資産はその資産から50%以上の恩恵を受ける者が所有者で無くなった場合に、キャピタル・ゲイン・タックス導入後の資産とみなされるとあります。

ただし、税法149条30項3号により、資産の50%以上の恩恵を受ける者の死亡に伴い、第三者にその恩恵が移転された場合、移転を受けた者は前者と同じ権利を持つとみなされます。それゆえ、会社はキャピタル・ゲイン・タックス導入前の資産だけを所有しているとみなされます。

Q 一郎さんはある年金基金の唯一の会員でした。この年金基金は、あるユニット型投資信託のユニットを全て所有しています。そのユニットは、1985年9月20日以前に資産を取得しています。この場合、ユニット型投資信託の資産はキャピタル・ゲイン・タックス導入前の資産とみなされますか。

A 慣習法上、一郎さんはユニット型投資信託のユニットを全く所有しておりません。しかし、税法149条15項4号及び5号の規定により一郎さんはユニットの真の所有者であるとみなされます。  
注) 法律上、成文法が慣習法を優ります。